1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

【いじめの定義】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人 的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを 通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じ ているものと定義する。(「いじめ防止対策推進法」より)

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

【学校及び職員の責務】

いじめは絶対行ってはならないということを、日常的な指導の中で触れ、いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取組むことができるように、保護者や町教委、他関係機関との連携を図りながら、学校全体で組織的にいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

- (1) 基本施策
 - ① 学校におけるいじめの防止
 - ア いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」ということに組織的に取り組む。
 - イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全て の教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
 - ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
 - エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他の措置として、必要に 応じて人権作文・道徳集会等を実施する。
 - オ 「性的マイノリティ」「多様な背景をもつ生徒」「被災生徒」等の配慮が必要な生徒 について適切に支援を行い、周囲の生徒に必要な指導を組織的に行う。
 - ② いじめの早期発見のための措置
 - ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する調査を次のとおり実施する。

- (ア) 生徒対象いじめアンケート調査
- (イ) 保護者対象いじめアンケート調査
- (ウ) 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査
- イ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- (ア) 訓子府町教育相談員の活用
- (イ) いじめ相談窓口の設置
- ウ いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、教職員一人ひとりの資質の向上を図る。
- ③ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
 - ア ネットパトロールの実施
 - イ 入学説明会、保護者会等の機会を捉えた説明会の実施
 - ウリーフレット等、資料を活用した啓発活動の実施。
- (2) いじめ防止等に関する措置
 - ① いじめの防止等の対策のため、生徒指導部及び各学年生活指導担当者を中心に次の活動を行う。
 - ア いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)
 - イ いじめ防止に関すること。
 - ウいじめ事案への対応に関すること。
 - エ いじめが心身に及ぼす影響といじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
 - ② いじめに対する措置
 - アいじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
 - イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止をするため、 いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護 者への助言を継続的に行う。
 - ウ いじめを受けた生徒等が安心して登校し学校生活が送られるよう、保護者と連携を 図りながら、必要に応じて一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。 また、いじめた生徒等にも必要に応じて同様の措置を講ずる。
 - エ いじめ関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係 保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
 - オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所管警察署等 と連携して対処する。
 - カ いじめが解消している判断は、「心理的・物理的な影響を与える行為が3ヶ月以上止んでいること」「本人が心身の苦痛を感じていないこと」とする。
- (3) 重大事案への対処
 - 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。
 - ① 重大事態が発生した旨を、訓子府町教育委員会に速やかに報告するとともに、町教委を通じて町長へ報告する。
 - ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (4) 学校評価における留意事項
 - いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次のことを学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
 - (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。